

3 文科教第 117 号
令和 3 年 5 月 7 日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市・中核市教育委員会教育長
各国公立大学長
大学を設置する各地方公共団体の長
各公立大学法人の理事長
大学を設置する各学校法人の理事長
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役
放送大学学園理事長 殿
独立行政法人教職員支援機構理事長
各大学共同利用機関法人機構長
文部科学省が所管する各独立行政法人の長
文部科学省が所管する各国立研究開発法人の長
各指定教員養成機関の長
免許状更新講習の開設者の指定を受けた各法人の長

文部科学省総合教育政策局長

義 本 博 司

教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令の施行等について（通知）

この度、別添 1 のとおり、「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令（令和 3 年文部科学省令第 25 号）」が公布、施行され、別添 2 のとおり教職課程認定基準（平成 13 年 7 月 19 日教員養成部会決定）が、別添 3 のとおり教職課程認定大学実地視察規程（平成 13 年 7 月 19 日教員養成部会決定）が、別添 4 のとおり教職課程認定審査の確認事項（平成 13 年 7 月 19 日課程認定委員会決定）が改正されました。

同令等の概要等は下記のとおりですので、関係各位におかれては、その趣旨を十分御理解いただきますようお願いいたします。

なお、大学等連携推進法人等については、別添 5 のとおり「大学設置基準等の一部を改正する省令等の施行等について（通知）」（令和 3 年 2 月 26 日 2 文科教第 1070 号）において制度の趣旨等が周知されているところですので、留意事

項についても併せて御確認いただき、十分御理解いただきますようお願いいたします。

記

1 改正等の趣旨

「複数の学科間・大学間の共同による教職課程の実施体制について（報告書）」（令和2年2月18日中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会教職課程の基準に関するワーキンググループ）（以下「教職課程 WG 報告」という。）において、

- ・大学等連携推進法人を構成する大学や一つの法人が設置する複数の大学間にのみ適用できる特例として、複数の大学が授業科目を分担して補完し合い、教職課程として必要な授業科目（以下「連携開設科目」という。）を連携して備えることができる制度を導入すること
- ・教職課程を設置する大学が、全学的に教職課程を実施する体制を整備し、当該体制を活用しながら、教職課程の自己点検・評価を行う仕組みを設けること
- ・大学に置かれる2以上の学部等の緊密な関係・協力によって、横断的な分野に係る教育課程を実施する学部以外の基本組織（以下「学部等関係課程実施基本組織」という。）を置く場合に当該基本組織に教職課程を設置できるようにすること

等が提言されたところです。

この提言等を踏まえ、連携開設科目を開設する教職課程の設置等に係る特例措置や、教職課程を設置する大学の全学的な体制の整備、自己点検評価の仕組みを整備するため、教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）（以下「免許法施行規則」という。）等について所要の改正を行うものです。

また、各種様式において、特に免許状においては従来から氏名に加えて旧姓や通称名を併記することを可能としておりましたが、「女性活躍加速のための重点方針2019」（令和元年6月18日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）が示されたことや、外国籍を有する者で日本に居住するものが増加していることを踏まえ、各種様式にて旧姓や通称名を併記することが可能であることを明確化するものです。

加えて、「地方公共団体における押印見直しマニュアルの策定について」（令和2年12月18日規制改革・行政改革担当大臣通知）にて押印の見直しに取り組むことが求められており、免許法施行規則等で押印を求める原則を

廃止するものです。

2 改正等の要点

(1) 連携開設科目

① 連携開設科目の単位の認定

(免許法施行規則第10条の3第1項)

免許状の授与を受けようとする者は他の大学(大学院、専門職大学、短期大学、専門職短期大学、専門職大学院を含む。以下同じ。)で修得した連携開設科目の単位を在学する大学が設置する教職課程における免許状の取得に必要な科目の単位に含めることができることとすること。

② 連携開設科目を開設する教職課程の扱い

(免許法施行規則第22条第3項、教職課程認定基準3(3))

大学は、他の大学と連携して開設する連携開設科目について、免許状の取得に必要な最低単位数の8割まで自ら開設する授業科目とみなすことを可能とすること。

③ 連携開設科目を開設する教職課程の専任教員の共通化

(教職課程認定基準2(3))

連携開設科目を開設する教職課程のうち、複数の大学が同一の免許状の種類(幼稚園教諭及び小学校教諭の免許状を除く。)の教職課程の認定を同時に受ける教職課程(以下「連携教職課程」という。)において、当該連携教職課程を設置する各大学の学科等を合わせて一つの学科等とみなして、この基準を適用することにより、専任教員の共通化を可能とすること。

④ 連携教職課程を設置する場合の大学の申請要件

(教職課程認定基準9)

以下のア)からオ)の要件を全て満たす必要があることとすること。

ア) 連携教職課程の認定を受けようとする学科等のうち少なくとも一つは、幼稚園教諭又は小学校教諭の認定を受けた教員養成を主たる目的とする学科等であること

イ) 連携教職課程を設置する各大学の専任教員それぞれ一人以上からなる教学管理のための体制を整備するとともに、次の役割を果たすものとする

① 連携教職課程のカリキュラムの編成、調整

② 学修の成果に係る評価に当たっての基準の設定、調整

③ その他連携教職課程の実施に必要な事項

ウ) 例えば中学校教諭一種免許状の教職課程については、学生は自らが在籍する学科等において8単位以上、自らが在籍しない大学の学科等のいずれかにおいて8単位以上を修得するものとして必要な単位数をそれぞれ開設すること

エ) 連携教職課程に配置する必要専任教員数は、連携教職課程の認定を受けようとする学科等が開設する「教科に関する専門的事項」、「各教科の指導法に関する科目、教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（養護教諭及び栄養教諭の場合の「道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目」を含む）、教育実践に関する科目」（以下「教職専門科目」という。）、特別支援教育に関する科目、養護に関する科目に応じて、教職課程認定基準に定める必要専任教員数を、連携教職課程の認定を受けようとする学科等の入学定員により按分し、按分した数が1未満の場合は1人とする

オ) 連携教職課程を設置する大学間の距離が50kmを超える場合は、大学ごとに教職専門科目を開設し、大学ごとの連携教職課程の認定を受けようとする学科等の入学定員に応じた専任教員を配置しなければならないが、多様なメディアを高度に利用して、授業を行う場合については、この限りではないこととする

なお、通常の教職課程の認定を受けようとする学科等が複数の団地に分かれ、これらの団地間の距離が50kmを超える場合であって、多様なメディアを高度に利用して授業を行う場合の取り扱いについても、連携教職課程を設置する大学間の取り扱いと同様に、いずれかの団地において、教職専門科目を開設し、当該学科等の入学定員に応じた専任教員を配置していれば足りることとする。 (教職課程認定基準3 (8))

⑤ 連携教職課程を設置する大学への実地視察

(教職課程認定大学実地視察規程4)

連携教職課程を設置する大学については、課程認定後最初の入学者を受け入れた年度から起算して7年以内ごとに定期的に実地視察を行うものとする。

(2) 学部等連係課程実施基本組織が設置する教職課程

① 学部等連係課程実施基本組織が教職課程を設置する場合の扱い

(教職課程認定基準 2 (1))

学部等連係課程実施基本組織についても教職課程の認定を受けることができる組織に加えるとともに、連係協力学部等が教職課程の認定を受ける場合にあつては、当該連係協力学部等の入学定員から学部等連係課程実施基本組織の入学定員を差し引いたものを、当該連係協力学部等の入学定員とみなすものとしたこと。

② 学部等連係課程実施基本組織が設置する教職課程の専任教員数の扱い
(教職課程認定基準 8)

同一の免許状の種類の教職課程を連係協力学部等と学部等連係課程実施基本組織に設置する場合であつて、学部等連係課程実施基本組織と連係協力学部等をあわせて一つの学科等とみなし、入学定員の合計数に応じた必要専任教員数を配置することができることとすること。

③ 学部等連係課程実施基本組織が変更等される場合の教職課程の扱い
(教職課程認定審査の確認事項 1 (1))

既に認定を受けている学部等連係課程実施基本組織の統合、分離等その組織を変更する場合において、学部等連係課程実施基本組織の設置若しくは廃止又は学部等連係課程実施基本組織の分離と解されるときは、新たに課程認定を受けることが必要とすること。

(3) 全学的な体制の整備及び自己点検評価の仕組みの導入
(免許法施行規則第 22 条の 7、第 22 条の 8)

複数の教職課程を設置する大学は、教職課程の円滑かつ効果的な実施により教員の養成の目標を達成するため、大学内の組織間の連携による適切な体制を整備するものとする。また、教職課程を設置する全ての大学は、教職課程を実施するためのカリキュラムや教員組織、施設及び設備の状況等について自ら点検・評価を行い公表するものとする。

(4) 高等学校教諭免許状(情報)等の教職課程における「教科に関する専門的事項」の共通化の拡大
(教職課程認定基準 4 - 8 (1) ii)

高等学校教諭(情報)と中学校・高等学校教諭(数学)又は中学校(技術)

の「教科に関する専門的事項」の共通化を可能とすること。

(5) 各種様式における旧姓、通称名の併記及び押印原則の廃止

(免許法施行規則等の各種様式)

別添1にて改正された各種様式について、氏名に加えて旧姓と通称名の併記を可能とするとともに、免許状を除き押印原則を廃止し各種様式を活用する都道府県教育委員会等の判断により押印を廃止することを可能とすること。

3 施行期日

令和4年4月1日から施行すること。

なお、(1)①及び②並びに(5)については、公布の日(令和3年5月7日)から施行すること。

4 留意事項等

(1) 大学が設置している教職課程に連携開設科目を追加で開設する場合の申請

既に認定を受けた教職課程に連携開設科目を追加しようとする場合には、当該連携開設科目を追加しようとする事前に変更届の提出が必要であること。

(2) 新しく連携教職課程を設置する場合の申請

① 連携教職課程の対象となる免許状の種類については、中学校教諭、高等学校教諭、特別支援学校教諭、養護教諭、栄養教諭であること。

② 幼稚園教諭や小学校教諭の教職課程は、幼稚園・小学校の教員養成を主たる目的とする学科等について認定することとなっており(教職課程認定基準2(5))、学位プログラムの目的と教職課程が一体的な関係にあることから、複数の大学が教職課程を共同して実施する仕組みとしては、大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第43条第1項等に基づく共同教育課程制度を活用することが適当であること。

③ 連携教職課程を設置する大学同士が全体として教職課程の質を向上させることができるよう、連携教職課程の認定を受けようとする学科等のうち少なくとも一つは、教員養成に関わる授業科目や専任教員が豊富に備わっていることを制度的に担保する組織として、教職課程認定基準2

(5) に定める「教員養成を主たる目的とする学科等」としたこと。

- ④ 広域的な大学間の連携の場合には、サポートスタッフなども含めた指導体制の整備を図り、教職課程の質の向上に努めること。
- ⑤ 大学として、地域の教育委員会や学校との密接な連携の下で高度専門職業人としての教員養成を行えるような体制を整備し、教職課程の質の向上に努めること。
- ⑥ 連携教職課程を設置する各大学の学科等が、教職課程の実施に一定の責任を果たすことを担保するため、学生が在籍する学科等と、それ以外の学科等から一定の単位数を必ず履修するものとして必要な単位数を必ず開設しなければならないこととしていること。
- ⑦ 連携教職課程に整備する教学管理のための体制については、連携教職課程として認定を受けようとする免許状の種類の教職課程ごとに専任教員1人以上をその構成員とすること。また、当該専任教員が授業科目の共通開設に伴い複数の連携教職課程の専任教員を兼ねている場合には、それぞれの連携教職課程の教学管理のための体制の構成員とすることができること。

- (3) 新しく学部等連係課程実施基本組織に教職課程を設置する場合の申請
学部等連係課程実施基本組織を設置し、当該組織に教職課程を設置しようとする場合には、新たに課程認定を受けることが必要であること。
なお、既に教職課程の認定を受けている連係協力学部等においては、入学定員の変更届の提出が必要であること。

- (4) 全学的な体制の整備及び自己点検評価の仕組みの導入
全学的な体制の整備及び自己点検評価に関する「教職課程の自己点検・評価及び全学的に教職課程を実施する組織に関するガイドライン（令和3年5月7日教職課程の質保証のためのガイドライン検討会議）」を別添6において示しているところであり、当該ガイドラインに基づき各大学において適切に対応いただきたいこと。

- (5) 「教科に関する専門的事項」の共通開設の拡大
複数の教職課程に共通に開設する授業科目を担当する専任教員は、それぞれの教職課程において、専任教員とすることができる（教職課程認定基準4－8（4））ことから、高等学校教諭（情報）の教職課程と中学校・

高等学校教諭（数学）又は中学校（技術）の教職課程に共通に開設する「教科に関する専門的事項」を担当する専任教員は、それぞれの教職課程において、専任教員とすることができること。

（６）各種様式における旧姓や通称名の併記について

各種様式にて、授与申請者や保有者の申請に基づいて、都道府県教育委員会等は、様式中に氏名に加えて旧姓と通称名の併記が行えること明確化したこと。旧姓や通称名を併記する際は、住民票、戸籍抄本や戸籍謄本等にて本人確認を行うことを原則とすること。

（７）各種様式における押印原則の廃止

「地方公共団体における押印見直しマニュアルの策定について」（令和２年１２月１８日規制改革・行政改革担当大臣通知）にて押印の見直しに取り組むことが求められていることから、別添１のとおり免許状の授与事務に係る各種様式について押印の原則を廃止することとしたこと。特に都道府県教育委員会においては当該マニュアルを参考とする等により積極的に押印の見直しに取り組むこと。

なお、各種様式について押印が真に必要と判断された場合は、引き続き押印を行うことを妨げないこと。

（８）その他

① 令和４年度から連携教職課程を設置する場合については、事前相談を令和３年５月～６月中旬、申請書提出締切を令和３年６月下旬を予定しており、様式も含め別途連絡する予定であること。

② 今後、教職課程WG報告で提言されている複数の学科等の間において教職課程を共同で実施する体制や、『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～」（令和３年１月中央教育審議会答申）で提言されている小学校と中学校の免許の教職課程に共通開設できる授業科目の範囲を拡大する特例等に必要な教職課程認定基準の改正を行う予定であること。

添付資料：

別添 1 「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令」（令和 3 年文部科学省令第 25 号）

別添 2 教職課程認定基準（平成 13 年 7 月 19 日教員養成部会決定）の改正（新旧対照表）

別添 3 教職課程認定大学実地視察規程（平成 13 年 7 月 19 日教員養成部会決定）の改正（新旧対照表）

別添 4 教職課程認定審査の確認事項（平成 13 年 7 月 19 日課程認定委員会決定）の改正（新旧対照表）

別添 5 「大学設置基準等の一部を改正する省令等の施行等について（通知）」（令和 3 年 2 月 26 日 2 文科高第 1070 号）

別添 6 「教職課程の自己点検・評価及び全学的に教職課程を実施する組織に関するガイドライン（令和 3 年 5 月 7 日教職課程の質保証のためのガイドライン検討会議）」

本件担当：

文部科学省 総合教育政策局

教育人材政策課教員免許企画室

○教育職員免許法施行規則等に関すること
免許係

電話：03-5253-4111（内線：3969）

E-MAIL：menkyo@mext.go.jp

○教職課程全般に関すること
教職課程認定係

電話：03-5253-4111（内線：2451）

E-MAIL：kyo-men@mext.go.jp

○文部科学省令第二十五号

教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百十七号）第七条第五項、第十六条の二第四項並びに別表第一備考第五号イ及び第六号、教育職員免許法施行法（昭和二十四年法律第四百十八号）、小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（平成九年法律第九十号）並びに教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十八号）の規定に基づき、並びにこれらの法律を実施するため、教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年五月七日

文部科学大臣 萩生田光一

教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令

（教育職員免許法施行規則の一部改正）

第一条 教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付

した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののよう改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

第十条の二 「略」

2 前項の規定の適用を受ける場合（一種免許状を有している者又は一種免許状に係る所要資格を得ている者が専修免許状の授与を受けようとする場合を除く。）の各教科の指導法に関する科目（幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては保育内容の指導法に関する科目。第二十条第一項、第二十二條第四項及び第六十六條の八において同じ。）
、教諭の教育の基礎的理解に関する科目等若しくは養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等（第二十二條第四項において「教育の基礎的理解に関する科目等」という。）、特別支援教育に関する科目、養護に関する科目又は栄養に係る教育に関する科目の単位の修得方法は、第二条から第五條まで、第七條、第九條及び第十條に規定する授与を受けようとする専修免許状又は一種免許状に係る各科目の単位数から二種免許状に係る各科目の単位数を差し引いた単位数について修得するものとする。

3 免許法別表第一、別表第二又は別表第二の二の規定により幼稚園、小学校、中学校若しくは特別支援学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭の専修免許状若しくは一種免許状の授与を受けようとする者又は高等学校教諭の専修免許状の授与を受けようとする者は、それぞれの一種免許状又は二種免許状（高等学校教諭の普通免許状の授与を受けようとする場合にあつては一種免許状）の授与を受けるために修得した科目の単位をこれらの別表の専修免許状又は一種免許状（高等学校教諭の普通免許状の授与を受けようとする場合にあつては専修免許状）に係る第三欄に掲げる単位数に含めることができる。ただし、第二条から前條までに規定す

改正前

第十条の二 「同上」

2 前項の規定の適用を受ける場合（一種免許状を有している者又は一種免許状に係る所要資格を得ている者が専修免許状の授与を受けようとする場合を除く。）の各教科の指導法に関する科目（幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては保育内容の指導法に関する科目。第二十条第一項、第二十二條第三項及び第六十六條の八において同じ。）
、教諭の教育の基礎的理解に関する科目等若しくは養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等（第二十二條第三項において「教育の基礎的理解に関する科目等」という。）、特別支援教育に関する科目、養護に関する科目又は栄養に係る教育に関する科目の単位の修得方法は、第二条から第五條まで、第七條、第九條及び第十條に規定する授与を受けようとする専修免許状又は一種免許状に係る各科目の単位数から二種免許状に係る各科目の単位数を差し引いた単位数について修得するものとする。

3 免許法別表第一、別表第二又は別表第二の二の規定により幼稚園、小学校、中学校若しくは特別支援学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭の専修免許状若しくは一種免許状の授与を受けようとする者又は高等学校教諭の専修免許状の授与を受けようとする者は、それぞれの一種免許状又は二種免許状（高等学校教諭の普通免許状の授与を受けようとする場合にあつては一種免許状）の授与を受けるために修得した科目の単位をこれらの別表の専修免許状又は一種免許状（高等学校教諭の普通免許状の授与を受けようとする場合にあつては専修免許状）に係る第三欄に掲げる単位数に含めることができる。ただし、第二条から第六條、第七條、

る一種免許状又は二種免許状（高等学校教諭の普通免許状の授与を受けようとする場合にあっては一種免許状）に係る各科目の単位数を上限とする。

4・5 「略」

第十条の三 免許法別表第一、別表第二又は別表第二の二の規定により普通免許状の授与を受けようとする者は、認定課程を有する他の大学において修得した科目の単位のうち、大学設置基準第二十七条の三（大学院設置基準第十五条において準用する場合を含む。）、専門職大学設置基準第二十三条の二、短期大学設置基準第十三条の三、専門職短期大学設置基準第二十條の二又は専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）第十二條の二の規定により認定課程を有する大学における授業科目の履修により修得したものとみなされるものについては、当該大学が有する認定課程に係る免許状の授与を受けるための科目の単位に含めることができる。

2|| 免許法別表第一、別表第二又は別表第二の二の規定により普通免許状の授与を受けようとする者は、認定課程を有する大学の認めるところにより、認定課程を有する他の大学（授与を受けようとする普通免許状に係る学校に相当する学校の教員を養成する外国の大学を含む。）において修得した科目の単位のうち、大学設置基準第二十八条（大学院設置基

第九条、第十条、第十条の三及び第十条の四に規定する一種免許状又は二種免許状（高等学校教諭の普通免許状の授与を受けようとする場合にあっては一種免許状）に係る各科目の単位数を上限とする。

4・5 「同上」

第十条の三 認定課程を有する大学に入学した者は、当該大学の認めるところにより、当該大学に入学する前に大学（認定課程を有する大学（授与を受けようとする普通免許状に係る学校に相当する学校の教員を養成する外国の大学を含む。）に限る。）において修得した科目の単位のうち、大学設置基準第三十条第一項（大学院設置基準第十五条において準用する場合を含む。）、専門職大学設置基準第二十六条第一項、短期大学設置基準第十六条第一項、専門職短期大学設置基準第二十三条第一項又は専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）第二十二条第一項若しくは第二十八条第一項の規定により当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなされるものについては、当該大学が有する認定課程に係る免許状の授与を受けるための科目の単位に含めることができる。この場合において、当該大学に入学する前の大学が短期大学である場合にあっては、第二条から第五条まで、第七条、第九条及び第十条に規定する二種免許状（高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあっては、中学校教諭の二種免許状）に係る各科目の単位数を上限とする。

2|| 免許法別表第一、別表第二又は別表第二の二の規定により普通免許状の授与を受けようとする者は、認定課程を有する大学の認めるところにより、認定課程を有する他の大学（授与を受けようとする普通免許状に係る学校に相当する学校の教員を養成する外国の大学を含む。）において修得した科目の単位のうち、大学設置基準第二十八条（大学院設置基

準第十五条において準用する場合を含む。）、専門職大学設置基準第二十四条、短期大学設置基準第十四条、専門職短期大学設置基準第二十一条又は専門職大学院設置基準第十三条、第二十一条若しくは第二十七条の規定により当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなされるものについては、当該大学が有する認定課程に係る免許状の授与を受けるための科目の単位に含めることができる。

3|| 認定課程を有する大学に入学した者は、当該大学の認めるところにより、当該大学に入学する前に大学（認定課程を有する大学（授与を受けようとする普通免許状に係る学校に相当する学校の教員を養成する外国の大学を含む。）に限る。）において修得した科目の単位のうち、大学設置基準第三十条第一項（大学院設置基準第十五条において準用する場合を含む。）、専門職大学設置基準第二十六条第一項、短期大学設置基準第十六条第一項、専門職短期大学設置基準第二十三条第一項又は専門職大学院設置基準第十四条第一項、第二十二条第一項若しくは第二十八条第一項の規定により当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなされるものについては、当該大学が有する認定課程に係る免許状の授与を受けるための科目の単位に含めることができる。この場合において、当該大学に入学する前の大学が短期大学である場合にあつては、第二条から第五条まで、第七条、第九条及び第十条に規定する二種免許状（高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、中学校教諭の二種免許状）に係る各科目の単位数を上限とする。

第二十一条 前条の規定により課程の認定を受けようとする大学の設置者は、認定を受けようとする課程について、次の事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。ただし、大学設置基準第四十三条第一項、大学院設置基準第三十一条第二項、専門職大学設置基準第

準第十五条において準用する場合を含む。）、専門職大学設置基準第二十四条第一項、短期大学設置基準第十四条、専門職短期大学設置基準第二十一条第一項又は専門職大学院設置基準第二十一条若しくは第二十七条の規定により当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなされるものについては、当該大学が有する認定課程に係る免許状の授与を受けるための科目の単位に含めることができる。

「項を加える。」

第二十一条 前条の規定により課程の認定を受けようとする大学の設置者は、認定を受けようとする課程について、次の事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。ただし、大学設置基準第四十三条第一項、大学院設置基準第三十一条第二項、専門職大学設置基準第

五十九条第一項、短期大学設置基準第三十六条第一項、専門職短期大学設置基準第五十六条第一項又は専門職大学院設置基準第三十二条第二項に規定する共同教育課程（以下この項及び次条第五項において単に「共同教育課程」という。）について課程の認定を受けようとする場合は、当該共同教育課程を編成するすべての大学の設置者が申請書を提出しなければならぬ。

一〇十 〔略〕

2 〔略〕

第二十二條 〔略〕

2 〔略〕

3 認定課程を有する大学は、大学設置基準第十九条の二第一項（大学院設置基準第十五条において準用する場合を含む。）、専門職大学設置基準第十一条の二第一項、短期大学設置基準第五条の二第一項、専門職短期大学設置基準第八条の二第一項又は専門職大学院設置基準第六条の三第一項の規定により他の大学が当該大学と連携して開設する授業科目を第一項及び第二項の規定により開設する授業科目とみなすことができる。この場合において、当該みなすことができる授業科目の単位数は、第四項の規定によりみなす授業科目の単位数と合わせて免許法別表第一、別表第二又は別表第二の二に規定する科目の最低単位数の八割を超えないものとする。

4 認定課程を有する大学は、教育上有益と認めるときは、大学設置基準第二十八条第一項（大学院設置基準第十五条において準用する場合を含む。）、専門職大学設置基準第二十四条第一項、短期大学設置基準第十四条第一項、専門職短期大学設置基準第二十一条第一項又は専門職大学院設置基準第十三条第一項、第二十一条第一項若しくは第二十七条第一

五十九条第一項、短期大学設置基準第三十六条第一項、専門職短期大学設置基準第五十六条第一項又は専門職大学院設置基準第三十二条第二項に規定する共同教育課程（以下この項及び次条第四項において単に「共同教育課程」という。）について課程の認定を受けようとする場合は、当該共同教育課程を編成するすべての大学の設置者が申請書を提出しなければならぬ。

一〇十 〔同上〕

2 〔同上〕

第二十二條 〔同上〕

2 〔同上〕

〔項を加える。〕

3 認定課程を有する大学は、教育上有益と認めるときは、大学設置基準第二十八条第一項（大学院設置基準第十五条において準用する場合を含む。）、専門職大学設置基準第二十四条第一項、短期大学設置基準第十四条第一項又は専門職短期大学設置基準第二十一条第一項の規定により大学が定める他の大学の授業科目として開設される各教科の指導法に関

項の規定により大学が定める他の大学の授業科目として開設される各教科の指導法に関する科目、教育の基礎的理解に関する科目等及び特別支援教育に関する科目を第一項及び第二項の規定により開設する授業科目とみなすことができる。この場合において、当該みなすことができる授業科目の単位数は、第二条第一項、第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項、第七条第一項、第九条及び第十条の表に規定する当該科目の単位数のそれぞれ三割を超えないものとする。 5 6 [略] [略] 第二十二條の七 二以上の認定課程を有する大学は、当該大学が有するそれぞれの認定課程の円滑かつ効果的な実施を通じて当該大学が定める教員の養成の目標を達成することができるよう、大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。 第二十二條の八 認定課程を有する大学は、当該大学における認定課程の教育課程、教員組織、教育実習並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。	する科目、教育の基礎的理解に関する科目等及び特別支援教育に関する科目を前二項の規定により開設する授業科目とみなすことができる。この場合において、当該みなすことができる授業科目の単位数は、第二条第一項、第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項、第七条第一項、第九条及び第十条の表に規定する当該科目の単位数のそれぞれ三割を超えないものとする。 4 5 [同上] [同上] 「条を加える。」 「条を加える。」
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

別記第一号様式から別記第六号様式までを次のように改める。

別記第一号様式（第七十一条関係）

(教育職員)		(専修)	(一種)	(二種)	免許状
		本籍地			
		氏名			
		(旧姓)			
		(通称名)			
		年	月	日生	
右の者に（教育職員免許法）（第 条）の定めるところによ					
り（左記の教科について）（教育職員）（専修）（一種）（					
二種）免許状を授与する。					
(記)					
年		月	日		
		授与権者印			
(番号)					
授与条件					
有効期間の満了の日		年	月	日	

備考

- 一 記載は、次に定めるところによるものとする。
- ア 「（教育職員）」の箇所には、「小学校教諭」、「中学校教諭」、「高等学校教諭」、「特別支援学校自立教科教諭」又は「特別支援学校自立活動教諭」のように記入すること。
- イ 本籍地については、都道府県名（日本の国籍を有しない者については、その国籍）を記入すること。

ウ 教育職員免許法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百二十二号。エにおいて「昭和三十六年改正法」という。）附則第六項の規定による免許状の授与の場合は、「（教育職員免許法）」の箇所は、「教育職員免許法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百二十二号）」と記入すること。

エ 免許法第十六条の二、附則第十項若しくは附則第十五項又は昭和三十六年改正法附則第六項の規定による免許状の授与の場合は、「（第 条）」の箇所は、それぞれ「第十六条の二」、「附則第十項」若しくは「附則第十五項」又は「附則第六項」と記入すること。

オ 「（左記の教科について）」の箇所については、特別支援学校の教員の免許状の場合にあつては「左記の領域について」と、免許法第十六条の四第一項の規定による免許状の場合にあつては「左記の事項について」と、教育職員免許法施行規則第六十二条の二の規定による免許状の場合にあつては「左記の自立活動について」と記入し、教科等の定めのない免許状の場合にあつてはこの箇所を設けないこと。

カ 教科等の定めのない免許状の場合は、「（記）」の欄は設けないこと。

キ 「（番号）」の欄には、免許状授与の年度及び免許状の種類を略記し、年度ごとに番号を改め、一番から追番号をもつて記入すること。

ク 「授与条件」の欄には、次の事項について記入するものとする。

(ア) 専修免許状にあつては、教育職員免許法施行規則第七十二条第二項に規定する大学院での専攻（十二単位以上単位を修得した分野がある場合には当該専攻に加えて当該分野を記入することができる。）

(イ) 単位の修得を条件とするものについては、修得科目の種類及びその単位数、修得した学校又はその他の教育機関の名称

(ウ) 学校又はその他の教育機関の卒業又は修了を条件とするものについては、その学校又はその他の教育機関（学部、学科等を含む。）の名称、卒業又は修了の年月日

(エ) 教員資格認定試験の合格を条件とするものについては、その実施機関、合格証書の番号及び年月日

(オ) 特別支援学校の教員の免許状にあつては、新教育領域の追加の定めを行つた年月日（特別支援教育領域ごとに記入する。）

(カ) その他授与権者において必要と認める事項

ケ 「有効期間の満了の日」の欄には、免許状の有効期間の満了する日を記載すること。

二 免許状の書換え又は再交付の場合は、その旨並びに書換え又は再交付の年月日及びその理由を記入するものとする。

三 授与条件については、免許状の裏面に記載することを妨げない。

別記第二の一号様式（第七十三条関係）

学力に関する証明書（別表第 ）

氏 名

（旧 姓）

（通称名）

年 月 日生

上記の者は、下記のとおり、教育職員免許法（別表第 ）第2欄に定める基礎資格を有し、同表第3欄に定める単位を修得したことを証明する。

年 月 日

〇〇大学 学長 〇〇 〇〇

記

1 基礎資格

・ 学位の種類

・ 在学期間

年 月 日 ～ 年 月 日

（〇〇大学〇〇学部〇〇学科 卒業）

2 単位

・ （教科及び教職）（養護及び教職）（栄養に係る教育及び教職）に関する科目

（科目名）〇〇単位

・ 特別支援教育に関する科目

（科目名）〇〇単位

・ 全ての単位を修得した年度 年度

・ 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

（科目名）〇〇単位

備考

- 一 「（別表第 ）」の箇所には、「別表第一」、「別表第二」又は「別表第二の二」と記入すること。

- 二 「学位の種類」の箇所には、「修士（ ）」、「学士（ ）」又は「短期大学士（ ）」のように学位の種類及び分野を記入すること。
- 三 「（教科及び教職）（養護及び教職）（栄養に係る教育及び教職）に関する科目」の「（科目名）」の箇所は、教科及び教職に関する科目については、「教科及び教科の指導法に関する科目（国語に関する専門的事項）」のように教育職員免許法施行規則第2条から第5条までに規定する科目名を、養護及び教職に関する科目については、「養護に関する科目（衛生学及び公衆衛生学（予防医学を含む。））」のように教育職員免許法施行規則第9条に規定する科目名を、栄養に係る教育及び教職に関する科目については、「栄養に係る教育に関する科目」のように教育職員免許法施行規則第10条に規定する科目名を記入すること。
- 四 「特別支援教育に関する科目」の「（科目名）」の箇所には、「特別支援教育の基礎理論に関する科目」のように教育職員免許法施行規則第7条第1項の表の第1欄から第4欄に掲げる科目名を記入すること。
- 五 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目の「（科目名）」の箇所には、「日本国憲法」のように教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目名を記入すること。

別記第二の二号様式（第七十三条関係）

学力に関する証明書（別表第 ）		
氏 名		
（旧 姓）		
（通称名）		
年	月	日生
上記の者は、下記のとおり、教育職員免許法（別表第 ）（第 欄）に定める単位を修得したことを証明する。		
年	月	日
〇〇大学 学長 〇〇 〇〇		
記		
単位		
・（科目名）〇〇単位		
・上記の全ての単位を修得した年度		年度

備考

- 一 「（別表第 ）」の箇所には、「別表第三」、「別表第四」、「別表第五」、「別表第六」、「別表第六の二」、「別表第七」又は「別表第八」と記入すること。
- 二 「（第 欄）」の箇所には、別表第三、別表第六、別表第六の二、別表第七又は別表第八については「第四欄」、別表第四又は別表第五については「第三欄」と記入すること。
- 三 「（科目名）」の箇所には、「教科及び教職に関する科目」のように記入すること。

別記第二の三号様式（第七十三条関係）

学力に関する証明書（新教育領域の追加の定め）

氏 名

（旧 姓）

（通称名）

年 月 日生

上記の者は、下記のとおり、教育職員免許法施行規則第7条第1項の表備考第2号イ又はロに定める単位を修得したことを証明する。

年 月 日

〇〇大学 学長 〇〇 〇〇

記

単位

・（科目名）〇〇単位

備考 「（科目名）」の箇所には、「視覚障害者に関する教育の領域に関する心理等に関する科目」「知的障害者に関する教育の領域に関する教育課程等に関する科目」のように記入すること。

別記第二の四号様式（第七十三条関係）

学力に関する証明書（教育職員検定）		
氏 名		
（旧 姓）		
（通称名）		
年	月	日生
上記の者は、下記のとおり、（教育職員免許法）（第 条）に定める科目の単位を修得したことを証明する。		
年	月	日
〇〇大学 学長 〇〇 〇〇		
記		
単位		
・（科目名）〇〇単位		
・上記の全ての単位を修得した年度 年度		

備考

- 一 「（教育職員免許法）」の箇所には、「教育職員免許法」「教育職員免許法施行規則」のように記入すること。
- 二 「（第 条）」の箇所には、教育職員免許法については「附則第5項の表第4欄」「附則第9項の表第4欄」「附則第17項の表第4欄」のように、教育職員免許法施行規則については「第64条第2項の表第4欄」のように、記入すること。
- 三 「（科目名）」の箇所には、「教科及び教職に関する科目」のように記入すること。

別記第三の一号様式（第七十三条の二関係）

人物に関する証明書 氏 名 (旧 姓) (通称名) 年 月 日生 上記の者は、下記のとおりであることを証明する。 年 月 日 (証明者) 記	
項目	所見

備考

- 一 「（証明者）」の箇所には、「所轄庁」「学校法人の理事長」のように証明者を記入すること。
- 二 「項目」の欄については、都道府県の教育委員会規則で定める。

別記第三の二号様式（第七十三条の二関係）

実務に関する証明書 氏 名 （旧 姓） （通称名） 年 月 日生 上記の者は、下記のとおりであることを証明する。 年 月 日 （証明者） 記 1 良好な成績で勤務した期間 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <tr> <th style="width: 15%;">期間</th> <th style="width: 15%;">年月数</th> <th style="width: 15%;">勤務校</th> <th style="width: 15%;">職名</th> <th style="width: 20%;">担当教科等</th> <th style="width: 20%;">備考</th> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> 2 良好な成績で勤務した年月数 合計 ○○年○○月						期間	年月数	勤務校	職名	担当教科等	備考						
期間	年月数	勤務校	職名	担当教科等	備考												

備考 「（証明者）」の箇所には、「所轄庁」「学校法人の理事長」のように実務証明責任者を記入すること。

別記第三の三号様式（第七十三条の二関係）

身体に関する証明書 氏 名 (旧 姓) (通称名) 年 月 日生 上記の者は、下記のとおりであることを証明する。 年 月 日 (証明者) 記	
項目	状況

備考

- 一 「（証明者）」の箇所は、「所轄庁」「学校法人の理事長」のよう
に証明者を記入すること。
- 二 「項目」の欄については、都道府県の教育委員会規則で定める。

別記第四号様式（第七十三条の三関係）

免許状更新講習（修了）（履修）証明書

氏 名

（旧 姓）

（通称名）

年 月 日生

上記の者は、下記のとおり、免許状更新講習の（課程を修了）
（課程の一部を履修）したことを証明する。

年 月 日

〇〇大学 学長 〇〇 〇〇

記

必修領域

免許状更新講習の名称	時間数	履修認定年月日

選択必修領域

免許状更新講習の名称	時間数	履修認定年月日

選択領域

免許状更新講習の名称	時間数	履修認定年月日	対象免許種

備考

- 一 「対象免許種」の欄には、教諭を対象とする免許状更新講習にあつては「教」、養護教諭を対象とする免許状更新講習にあつては「養」、栄養教諭を対象とする免許状更新講習にあつては「栄」と記入するものとする。
- 二 「必修領域」、「選択必修領域」又は「選択領域」のうち一又は二の領域について証明する場合には、証明しない領域の欄は設けな

いこととする。

- 三 平成28年3月31日以前に「教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項」について免許状更新講習を履修した場合には「必修領域」の欄に、「教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項」について免許状更新講習を履修した場合には「選択領域」の欄に、それぞれ記入すること。

別記第五号様式（第七十二条の四関係）

(番号)

有効期間更新証明書

本籍地

氏名

(旧姓)

(通称名)

年 月 日生

右の者が有する左記の免許状の有効期間を教育職員免許法第九条の二第一項の定めるところにより更新する。

次の有効期間の満了の日は、同条第四項の定めるところにより

年 月 日とする。

年 月 日

免許管理者

記

免許状の種類

授与年月日

授与権者

免許状の番号

免許状に記載する氏名

免許状に記載する本籍地

備考

1 「(番号)」の欄には、更新の年度を略記し、年度ごとに番

号を改め、一番から追番号をもつて記入するものとする。

- 二 更新する免許状が複数の場合には、複数の免許状について「記」以降に掲げる事項を記載するものとする。

別記第六号様式（第七十二条の四関係）

(番号)	
有効期間延長証明書	
本籍地	
氏名	
(旧姓)	
(通称名)	
年 月 日生	
右の者が有する左記の免許状の有効期間を教育職員免許法第九条の二第五項の定めるところにより 年 月 日まで延長する。	
年 月 日	
免 許 管 理 者	
記	
免許状の種類	
授与年月日	
授与権者	
免許状の番号	
免許状に記載する氏名	
免許状に記載する本籍地	

備考 別記第五号様式備考の規定は、この様式の場合について準用する。

(教育職員免許法施行法施行規則の一部改正)

第二条 教育職員免許法施行法施行規則(昭和二十九年文部省令第二十七号)の一部を次のように改正する。
別記第一号様式及び別記第二号様式を次のように改める。

別記第一号様式（第九条関係）

(教育職員) (専修) (一種) (二種) 免許状	
本籍地	
氏 名	
(旧 姓)	
(通称名)	
年	月 日生
右の者は教育職員免許法施行法第一条の定めるところにより	
(左記の教科について) (教育職員) (専修) (一種) (	
二種) 免許状を有するものとみなす。	
(記)	
年	月 日
授 与 権 者 印	
(番号)	
授与条件	

備考

- 一 免許法施行規則別記第一号様式備考（第一号々を除く。）の規定は、この様式の場合について準用する。
- 二 「(記)」の欄に記載すべき教科名の下に旧令による教員免許状の記載科目を括弧書で記載するとともに、「授与条件」の欄にその免許状の種類及び授与の年月日を記入するものとする。

別記第二号様式（第九条関係）

(教育職員)		(専修)		(一種)		(二種)		免許状	
								本籍地	
								氏名	
								(旧姓)	
								(通称名)	
								年 月 日生	
右の者は教育職員免許法施行法第二条の定めるところにより									
(左記の教科について) (教育職員) (専修) (一種) (									
二種) 免許状を授与する。									
(記)									
年 月 日									
授与権者 印									
(番号)									
授与条件									
有効期間の満了の日 年 月 日									

備考 免許法施行規則別記第一号様式備考の規定は、この様式の場合について準用する。

(教員資格認定試験規程の一部改正)

第三条 教員資格認定試験規程(昭和四十八年文部省令第十七号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式及び別記第二号様式を次のように改める。

別記第 1 号様式

(番号)		
合 格 証 書		
本 籍		
氏 名		
(旧 姓)		
(通称名)		
	年	月 日生
上記の者は、教員資格認定試験規程による（〇〇の種目に係る） （〇〇教員資格認定試験）に合格したことを証する。		
	年	月 日
(文部科学省又は〇〇大学)		

備考

- 1 「(番号)」の箇所には、合格証書授与の年度並びに認定試験の種類を略記し、年度ごとに番号を改め、1番からの追番号をもつて記入するものとする。
- 2 「(〇〇の種目に係る)」の箇所には、「柔道の種目に係る」のように記入するものとする。ただし、小学校教員資格認定試験の場合は、この箇所を設けないものとする。（別記第2号様式の場合においても同様とする。）
- 3 「(〇〇教員資格認定試験)」の箇所には、「小学校教員資格認定試験」のように記入するものとする。（別記第2号様式の場合においても同様とする。）
- 4 「(文部科学省又は〇〇大学)」の箇所には、文部科学大臣が行なった認定試験の場合にあつては「文部科学省」と、大学が行なった認定試験の場合にあつては当該大学名を記入するものとする。（別記第2号様式の場合においても同様とする。）
- 5 合格証書の書換え又は再交付の場合は、裏面に、その旨並びに

書換え又は再交付の年月日及びその理由を記入するものとする。

別記第 2 号様式

		(番号)
合	格	証 明 書
		本 籍
		氏 名
		(旧 姓)
		(通称名)
	年	月 日生
上記の者は、教員資格認定試験規程による（〇〇の種目に係る） （〇〇教員資格認定試験）に合格したものであることを証明する。		
1	合格証書の番号	
2	合格証書授与の年月日	
	年	月 日
(文部科学省又は〇〇大学)		

備考 別記第 1 号様式備考第 1 号の規定は、「（番号）」の箇所について準用する。

（小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則の一部改正）

第四条 小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則（平成九年文部省令第四十号）の一部を次のように改正する。

別記様式を次のように改める。

別記様式

証 明 書 本籍地 氏 名 (旧 姓) (通称名) 年 月 日生			
上記の者は、下記のとおり本施設において、小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律第2条に規定する介護等の体験を行ったことを証明する。			
記			
期 間	学校名又は施設名及び住所	体験の概要	学校又は施設の長の名
年月日～年月日 (日間)			

備考

- 1 「期間」の欄には、複数の期間にわたる場合には期間毎に記入すること。
- 2 「体験の概要」の欄には、「高齢者介護等」「知的障害者の介護等」等の区分を記入すること。

(教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令の一部改正)

第五条 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成二十年文部科学省令第九号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式から別記第四号様式までを次のように改める。

別記第一号様式（附則第十八条関係）

（番号）

更新講習修了確認証明書

本籍地

氏名

（旧姓）

（通称名）

年 月 日生

右の者は、左記の免許状を有し、免許状更新講習の課程を修了したことを教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十八号）附則第二条第二項の定めるところにより確認する。

次の修了確認期限は同条第三項第二号の定めるところにより

年 月 日とする。

年 月 日

免許管理者

記

免許状の種類

授与年月日

授与権者

免許状の番号

免許状に記載する氏名

免許状に記載する本籍地

備考

- 一 「（番号）」の欄には、更新講習修了確認の年度を略記し、年度ごとに番号を改め、一番から追番号をもって記入するものとする。
- 二 所持する免許状が複数の場合には、複数の免許状について「記」以降に掲げる事項を記載するものとする。

別記第二号様式（附則第十八条関係）

（番号）

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する
法律（平成十九年法律第九十八号）附則第二条第三項第
三号の確認証明書

本籍地

氏名

（旧姓）

（通称名）

年 月 日生

右の者は、左記の免許状を有し、免許状更新講習の課程を修了してから教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成二十年文部科学省令第九号）附則第六条第一項に規定する期間内にあることを、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十八号）附則第二条第三項第三号の定めるところにより確認する。

次の修了確認期限は同号の定めるところにより 年 月 日とする。

年 月 日

免許管理者

記

免許状の種類

授与年月日

授与権者

免許状の番号

免許状に記載する氏名

免許状に記載する本籍地

備考 別記第一号様式備考の規定は、この様式の場合について準用する。

別記第三号様式（附則第十八条関係）

(番号)	
修了確認期限延期証明書	
本籍地	
氏名	
(旧姓)	
(通称名)	
年 月 日生	
右の者は、左記の免許状を有し、その修了確認期限を教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十八号）附則第二条第四項の定めるところにより	
年 月 日まで延期する。	
年 月 日	
免許管理者	
記	
免許状の種類	
授与年月日	
授与権者	
免許状の番号	
免許状に記載する氏名	
免許状に記載する本籍地	

備考 別記第一号様式備考の規定は、この様式の場合について準用する。

別記第四号様式（附則第十八条関係）

（番号）

免許状更新講習免除証明書

本籍地

氏名

（旧姓）

（通称名）

年 月 日生

右の者は、左記の免許状を有し、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十八号）附則第二条第五項の定めるところにより免許状更新講習の受講を免除する。

次の修了確認期限は教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成二十年文部科学省令第九号）附則第十条第二項の定めるところにより 年 月 日とする。

年 月 日

免許管理者

記

免許状の種類

授与年月日

授与権者

免許状の番号

免許状に記載する氏名

免許状に記載する本籍地

備考 別記第一号様式備考の規定は、この様式の場合について準用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中教育職員免許法施行規則第二十二條の七及び第二十二條の八の改正規定は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

教職課程認定基準（平成 13 年 7 月 19 日 教員養成部会決定）の改正（新旧対照表）

改正案	現 行
1 総則 ～省略～ 2 教育上の基本組織 (1) 教職課程は、大学の学部、学科、課程、学校教育法第 8 5 条ただし書に規定する組織、<u>学部等連係課程実施基本組織、学科連係課程実施学科、研究科、専攻、研究科等連係課程実施基本組織、</u>その他学則で定める組織（以下「学科等」という。）ごとに認定する。 <u>また、学科等は、その大学の学則において入学定員が定められたものでなければならない。</u> <u>さらに、学部等連係課程実施基本組織の収容定員は連携協力学部等の収容定員の内数として学則で定められるが、連携協力学部等が教職課程の認定を受ける場合にあっては、当該連携協力学部等の入学定員から学部等連係課程実施基本組織の入学定員を差し引いたものを、当該連携協力学部等の入学定員とみなすものとする。学科連係課程実施学科と連携協力学科、研究科連係課程実施基本組織と連携協力研究科等についても同様とする。</u> (2) 大学設置基準第 4 3 項第 1 項、大学院設置基準第 3 1 条第 2 項、短期大学設置基準第 3 6 条第 1 項、専門職大学設置基準第 5 9 条第 1 項、専門職短期大学設置基準第 5 5 条第 1 項又は専門職大学院設置基準第 3 2 条第 2 項に規定する共同教育課程（以下「共同教育課程という。」）が教職課程の認定を受ける場合において、それぞれの大学が編成する共同教育課程を合わせて一つの課程とみなして、この基準を適用する。	1 総則 ～省略～ 2 教育上の基本組織 (1) 教職課程は、大学の学部、学科、課程、学校教育法第 8 5 条ただし書に規定する組織、研究科、専攻、その他学則で定める組織（以下「学科等」という。）ごとに認定する。<u>なお、学科等は、その大学の学則において入学定員が定められたものでなければならない。</u> (2) 大学設置基準第 4 3 項第 1 項、大学院設置基準第 3 1 条第 2 項、短期大学設置基準第 3 6 条第 1 項、専門職大学設置基準第 5 9 条第 1 項、専門職短期大学設置基準第 5 5 条第 1 項又は専門職大学院設置基準第 3 2 条第 2 項に規定する共同教育課程（以下「共同教育課程という。」）が教職課程の認定を受ける場合において、それぞれの大学が編成する共同教育課程を合わせて一つの課程とみなして、この基準を適用する。

(3) <u>複数の大学の学科等が、施行規則第22条第3項の規定により、他の大学と連携して開設する教科及び教職に関する科目（特別支援教育に関する科目、養護及び教職に関する科目、栄養に係る教育及び教職に関する科目を含む）（以下「連携開設科目」という。）を自ら開設する授業科目とみなす特例を活用して、同一の免許状の種類（幼稚園教諭及び小学校教諭の免許状を除く）の教職課程の認定を同時に受けようとする場合には、これらの各大学の学科等を合わせて一つの学科等とみなして、この基準を適用する。</u> <u>(4) ～ (7) 省略</u> 3 教育課程、教員組織（免許状の種類にかかわらず共通） (1) 大学は、認定を受けようとする課程の免許状の種類に応じて、免許法別表第1、別表第2及び別表第2の2の第3欄に規定する科目の単位数以上の授業科目をそれぞれ開設しなければならない。ただし、<u>短期大学の専攻科にあつては、認定を受けようとする課程の免許状の種類に応じて、免許法別表第1、別表第2及び別表第2の2の第3欄に規定する一種免許状に係る単位数から二種免許状に係る単位数を差し引いた単位数以上の授業科目を開設しなければならない。</u>	(新設) <u>(3) ～ (6) 省略</u> 3 教育課程、教員組織（免許状の種類にかかわらず共通） (1) 大学（<u>短期大学の専攻科を除く</u>）は、認定を受けようとする課程の免許状の種類に応じて、免許法別表第1、別表第2及び別表第2の2の第3欄に規定する科目の単位数以上の授業科目をそれぞれ開設しなければならない。 <u>この場合において、共同教育課程については、当該構成大学のうちの1の大学が開設する当該共同教育課程に係る授業科目を、当該構成大学のうちの他の大学が開設したものとみなすものとする。</u> <u>なお、短期大学の専攻科は、認定を受けようとする課程の免許状の種類に応じて、免許法別表第1、別表第2及び別表第2の2の第3欄に規定する一種免許状に係る単位数から二種免許状に係る単位数を差し引いた単位数以上の授業科目を開設しなければならない。</u> <u>また、施行規則第22条第3項により、他の大学の授業科目として開設される領域及び保育内容の指導法に関する科目（保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）に係る部分に限る。以下「保育内容の指導法」という。）、教科及び教科の指導法に関する科目（各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）に係る部分に限る。以下「各</u>
--	--

(2) <u>共同教育課程については、当該構成大学のうちの1の大学が開設する当該共同教育課程に係る授業科目を、当該構成大学のうちの他の大学が開設したものとみなすものとする。</u> (3) <u>施行規則第22条第3項により、他の大学と連携して開設する連携開設科目について自ら開設する授業科目とみなすことができる。この場合において、当該みなすことができる授業科目の単位数は、(4)によりみなす授業科目の単位数と合せて免許法別表第1、別表第2又は別表第2の2の第3欄に定める最低単位数の8割を超えないものとする。</u> (4) <u>施行規則第22条第4項により、他の大学の授業科目として開設される領域及び保育内容の指導法に関する科目(保育内容の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。))に係る部分に限る。以下「保育内容の指導法」という。)、教科及び教科の指導法に関する科目(各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。))に係る部分に限る。以下「各教科の指導法」という。)又は教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目(養護教諭及び栄養教諭の教職課程においては道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目)若しくは教育実践に関する科目(以下「教育の基礎的理解に関する科目等」という。)及び特別支</u>	<u>教科の指導法」という。)又は教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目(養護教諭及び栄養教諭の教職課程においては道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目)若しくは教育実践に関する科目(以下「教育の基礎的理解に関する科目等」という。)及び特別支援教育に関する科目を含む場合は、当該科目の単位数は、免許法別表第1、別表第2及び別表第2の2に規定する当該科目の単位数のそれぞれ3割を超えない範囲内で、授業科目を開設することができる。</u> (参考) ※再掲 この場合において、共同教育課程については、当該構成大学のうちの1の大学が開設する当該共同教育課程に係る授業科目を、当該構成大学のうちの他の大学が開設したものとみなすものとする。 (新設) (参考) ※再掲 また、施行規則第22条第3項により、他の大学の授業科目として開設される領域及び保育内容の指導法に関する科目(保育内容の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。))に係る部分に限る。以下「保育内容の指導法」という。)、教科及び教科の指導法に関する科目(各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。))に係る部分に限る。以下「各教科の指導法」という。)又は教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目(養護教諭及び栄養教諭の教職課程においては道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目)若しくは教育実践に関する科目(以下「教育の基礎的理解に関する科目等」という。)及び特別支援教育に関す
---	--

援教育に関する科目を自ら開設する授業科目とみなすことができる。この場合において当該みなすことができる授業科目の単位数は、施行規則第2条第1項、第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項、第7条第1項、第9条及び第10条の表に規定する当該科目の単位数のそれぞれ3割を超えないものとする。

(5) ～ (7) 省略

(8) 学科等における団地が複数に分かれており、これらの団地間の距離が50kmを超える場合は、団地ごとに「保育内容の指導法」又は「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」を開設し、団地ごとの入学定員に応じた専任教員を配置しなければならない。

ただし、「保育内容の指導法」又は「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」について、大学設置基準第25条第2項、短期大学設置基準第11条第2項、専門職大学設置基準第18条第2項及び専門職短期大学設置基準第15条第2項により、多様なメディアを高度に利用して、授業を行う場合については、この限りではない。

(9) ～ (10) 省略

4 ～ 4-7 省略

る科目を含む場合は、当該科目の単位数は、免許法別表第1、別表第2及び別表第2の2に規定する当該科目の単位数のそれぞれ3割を超えない範囲内で、授業科目を開設することができる。

(2) ～ (4) 省略

(5) 学科等における団地が複数に分かれており、これらの団地間の距離が50kmを超える場合は、団地ごとに「保育内容の指導法」又は「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」を開設し、団地ごとの入学定員に応じた専任教員を配置しなければならない。

(参考) ※再掲

9 その他の特例

複数の団地に分かれており、これらの団地間の距離が50kmを超える場合で、かつ、「保育内容の指導法」又は「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」について、大学設置基準第25条第2項、短期大学設置基準第11条第2項、専門職大学設置基準第18条第2項及び専門職短期大学設置基準第15条第2項により、多様なメディアを高度に利用して、授業を行う場合については、一の団地における「保育内容の指導法」又は「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」の専任教員数が、この基準に定める必要専任教員数を満たしている場合に限り、他の団地における必要専任教員数を、一の団地における必要専任教員数の半数以上とすることができる。

(6) ～ (7) 省略

4 ～ 4-7 省略

4-8 同一学科等においてのみ授業科目を共通に開設できる場合の特例

大学の同一の学科等において、複数の教職課程を置く場合は、以下のとおりとする。

(1) 「教科に関する専門的事項」及び養護に関する科目

i) 省略

ii) 「教科に関する専門的事項」及び養護に関する科目は、以下に掲げる免許状の種類・免許教科の組み合わせの場合には、中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭の教職課程に共通に開設することができる。

- ① 中学校（国語）・高等学校（国語）と高等学校（書道）
- ② 中学校（社会）と高等学校（地理歴史）
- ③ 中学校（社会）と高等学校（公民）
- ④ 中学校（社会）・高等学校（公民）と中学校（宗教）・高等学校（宗教）
- ⑤ 中学校（数学）・高等学校（数学）と高等学校（情報）
- ⑥ 中学校（美術）・高等学校（美術）と高等学校（工芸）
- ⑦ 中学校（保健体育）・高等学校（保健体育）と高等学校（看護）
- ⑧ 中学校（保健体育）・高等学校（保健体育）と養護教諭
- ⑨ 中学校（保健）・高等学校（保健）と高等学校（看護）
- ⑩ 中学校（保健）・高等学校（保健）と養護教諭
- ⑪ 中学校（保健体育）・高等学校（保健体育）と中学校（保健）・高等学校（保健）
- ⑫ 中学校（技術）と高等学校（情報）
- ⑬ 中学校（技術）と高等学校（工業）
- ⑭ 高等学校（看護）と養護教諭

(2) ～ (3) 省略

(4) 教科及び教科の指導法に関する科目、養護に関する科目、「教育の基礎的理解に関する科目等」のうち、複数の課程に共通に開設する授業科

4-8 同一学科等においてのみ授業科目を共通に開設できる場合の特例

大学の同一の学科等において、複数の教職課程を置く場合は、以下のとおりとする。

(1) 「教科に関する専門的事項」及び養護に関する科目

i) 省略

ii) 「教科に関する専門的事項」及び養護に関する科目は、以下に掲げる免許状の種類・免許教科の組み合わせの場合には、中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭の教職課程に共通に開設することができる。

- ① 中学校（国語）・高等学校（国語）と高等学校（書道）
- ② 中学校（社会）と高等学校（地理歴史）
- ③ 中学校（社会）と高等学校（公民）
- ④ 中学校（社会）・高等学校（公民）と中学校（宗教）・高等学校（宗教）
- ⑤ 中学校（美術）・高等学校（美術）と高等学校（工芸）
- ⑥ 中学校（保健体育）・高等学校（保健体育）と高等学校（看護）
- ⑦ 中学校（保健体育）・高等学校（保健体育）と養護教諭
- ⑧ 中学校（保健）・高等学校（保健）と高等学校（看護）
- ⑨ 中学校（保健）・高等学校（保健）と養護教諭
- ⑩ 中学校（保健体育）・高等学校（保健体育）と中学校（保健）・高等学校（保健）
- ⑪ 中学校（技術）と高等学校（工業）
- ⑫ 高等学校（看護）と養護教諭

(2) ～ (3) 省略

(4) 教科及び教科の指導法に関する科目、養護に関する科目、「教育の基礎的理解に関する科目等」のうち、複数の課程に共通に開設する授業科

目を担当する専任教員は、それぞれの課程において、専任教員とすることができる。

4-9 ~ 7 省略

8 学部等連係課程実施基本組織と連係協力学部等の特例

学部等連係課程実施基本組織と連係協力学部等が同一の免許状の種類の教職課程の認定を受ける場合において、以下に掲げる科目の専任教員数については、学部等連係課程実施基本組織と連係協力学部等をあわせて一つの学科等とみなし、入学定員の合計数に応じた必要専任教員数を配置することができる。また、学科連係課程実施学科と連係協力学科、研究科等連係課程実施基本組織と連係協力研究科等についても同様とする。

- ① 「領域に関する専門的事項」（「複合領域」を含む。）
- ② 「教科に関する専門的事項」（「複合科目」を含む。）
- ③ 「保育内容の指導法」又は「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」
- ④ 特別支援教育に関する科目
- ⑤ 養護に関する科目

9 連携教職課程を設置する場合の要件

2（3）により、複数の大学が連携開設科目を自ら開設する授業科目とみなす特例を活用して、同一の免許状の種類（幼稚園教諭及び小学校教諭の免許状を除く）の教職課程の認定を同時に受けようとする学科等（以下「連携教職課程」という。）を設置する大学の要件を、以下のとおり定める。

- (1) 連携教職課程の認定を受けようとする学科等のうち少なくとも一つは、2（5）に定める幼稚園教諭又は小学校教諭の教職課程の認定を受

目を担当する専任教員は、それぞれの課程において、専任教員とすることができる。

4-9 ~ 7 省略

(新設)

(新設)

けた教員養成を主たる目的とする学科等であるものとする。

(2) 連携教職課程については、各設置大学の専任教員それぞれ一人以上からなる教学管理のための体制を整備するものとし、次に掲げる役割を果たすものとする。

- ① 連携教職課程のカリキュラムの編成、調整
- ② 学修の成果に係る評価に当たっての基準の設定、調整
- ③ その他連携教職課程の実施に必要な事項

(3) 連携教職課程に開設する授業科目については、学生が自らが在籍する学科等において、以下の表に定める単位数以上を修得するものとして必要な単位数をそれぞれ開設するとともに、自らが在籍しない大学の学科等のいずれかにおいて、以下の表に定める単位数以上を修得するものとして必要な単位数をそれぞれ開設しなければならない。

教職課程		単位数
中学校教諭	専修免許状	3
	一種免許状	8
	二種免許状	5
高等学校教諭	専修免許状	3
	一種免許状	8
特別支援学校教諭	専修免許状	3
	一種免許状	3
	二種免許状	2
養護教諭	専修免許状	3
	一種免許状	8
	二種免許状	6
栄養教諭	専修免許状	3
	一種免許状	3
	二種免許状	2

<u>(4) 連携教職課程に配置する必要専任教員数は、当該連携教職課程の認定を受けようとする学科等が開設する「教科に関する専門的事項」、「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」、特別支援教育に関する科目、養護に関する科目に応じて、この基準に定める必要専任教員数を、当該連携教職課程の認定を受けようとする各学科等の入学定員により按分するものとし、按分した数が1未満の場合には1人とするものとする。</u> <u>(5) 連携教職課程を設置する大学間の距離が50kmを超える場合は、大学ごとに「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」を開設し、大学ごとの連携教職課程の認定を受けようとする学科等の入学定員に応じた専任教員を配置しなければならない。</u> <u>ただし、「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」について、大学設置基準第25条第2項、短期大学設置基準第11条第2項、専門職大学設置基準第18条第2項及び専門職短期大学設置基準第15条第2項により、多様なメディアを高度に利用して、授業を行う場合については、この限りではない。</u> <u>10 省略</u> 削除 (3.(8)へ移動して一部改正)	<u>8 省略</u> <u>9 その他の特例</u> <u>複数の団地に分かれており、これらの団地間の距離が50kmを超える場合で、かつ、「保育内容の指導法」又は「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」について、大学設置基準第25条第2項、短期大学設置基準第11条第2項、専門職大学設置基準第18条第2項及び専門職短期大学設置基準第15条第2項により、多様なメディアを高度に利用して、授業を行う場合については、一の団地における「保育内容の指導法」又は「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」</u>
---	---

<u>11 ～ 12 省略</u> <u>13 その他</u> (1) <u>本基準は、令和4年度からの教職課程の認定を受けようとする申請校に適用する。ただし、3(3)については、令和3年度からの教職課程の認定を受けようとする申請校に適用する。</u> <u>(2) ～ (3) 省略</u>	<u>の専任教員数が、この基準に定める必要専任教員数を満たしている場合に限る、他の団地における必要専任教員数を、一の団地における必要専任教員数の半数以上とすることができる。</u> <u>10 ～ 11 省略</u> <u>12 その他</u> (1) <u>本基準は、平成31年度からの教職課程の認定を受けようとする申請校に適用する。</u> <u>(2) ～ (3) 省略</u>
--	---

開設し、及び実施するために、当該連携開設科目に関して協議する事項については、令和三年文部科学省告示第二十四号（短期大学設置基準第五条の二第三項の連携開設科目を開設する大学等が協議すべき事項について定める件）の規定を準用する。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

教職課程の自己点検・評価及び全学的に教職課程を実施する組織 に関するガイドライン

令和3年5月7日

教職課程の質保証のためのガイドライン検討会議

I. 策定の背景

Society5.0 時代の到来など社会の在り方そのものが劇的に変化している中であって、一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが必要である。

こうした人材育成の中核を担う学校教育がその期待に応えていくためには、教育の直接の担い手である教員の資質能力の向上を図らなければならない。教員としての職能の成長は、養成段階のみならず採用後の研修段階も含めて、教職生活全体を通じて行われるものであるが、その中でも教員となる際に必要な最低限の基礎的・基盤的な学修を担う各大学の教職課程が果たす役割の重要性は言うまでもない。

各大学の教職課程の質を向上していくためには、何よりも大学自身の主体的な取組が重要である。特に、自らの責任で自大学の教職課程の様々な活動について点検・評価を行い、その結果をもとに改革・改善に努めるとともに、その結果を社会に情報公表し、教職課程の質を自ら保証するという内部質保証体制を確立することが必要である。このため、教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）が改正され、令和4年4月より、教職課程の自己点検・評価が義務化されることが予定されている。

教職課程における自己点検・評価の導入の義務化を提言した「複数の学科間・大学間の共同による教職課程の実施体制について（報告書）」（令和2年2月18日中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会教職課程の基準に関するワーキンググループ）においては、「評価に係る事務負担を過度に増大させることとならないよう、学校教育法（昭和22年法律第26号）第109条第1項に基づいて行われている教育研究等の状況についての自己点検・評価（以下「学校教育法に基づく自己点検・評価」という。）の中で教職課程についても扱うこととするなど、柔軟な取組が可能となるように留意すべき」とされているところであり、教職課程の自己点検・評価の実施に当たっても、大学全体の内部質保証体制の充実に係る方向性と整合したものとすることが求められる。

この点については、学修者本位の教育を実現する観点から、各大学の教学面での改革・改善に係る取組を促していくために、各大学における取組に際してどのような点に留意し充実を図っていくべきか等について大学全体レベル、学位プログラムレベル、授業科目レベルごとに網羅的にまとめた「教学マネジメント指針」（令和2年1月22日中央教育審議会大学分科会）が策定されたことを踏まえ、教職課程における内部質保証体制を確立する上でも、その内容は十分意識することが適当である。既に「教学マネジメント指針」に基づく各大学の教学面での改革・改善に係る取組が各大学において進められているところであるが、教職課程の自己点検・評価についても、各大学が現状のシステムを追認するので

はなく、各大学がその自主性・自律性を生かしながら、学生が必要な資質・能力を身に付ける観点から教職課程が最適化できているかという「学修者目線」で行われていくことが強く期待されるものである。

また、引き続き、複数の教職課程間における授業科目の調整、教育実習の適切な実施、教育委員会との連携によるカリキュラムの改善等の充実を図ることが教職課程の質の向上を図る上では必要不可欠である。これまでもこうした調整等を中心的に担う存在として、教職課程を設置する多くの大学において、教職課程センターや、教職課程のカリキュラム等を協議する委員会などが整備されてきたところであるが、今般、教育職員免許法施行規則が改正され、令和4年4月より、複数の教職課程を設置する大学においては全学的に教職課程を実施する組織体制の整備が義務化されることとなった。今後は、この全学的に教職課程を実施する組織体制が有効に機能し、教職課程を継続的に改善していくための役割を果たしていくことが必要である。

本ガイドラインは、こうした背景も踏まえて、教職課程における自己点検・評価の実施に当たって参考となるよう、自己点検・評価の観点や全学的に教職課程を実施する組織体制の在り方などを整理し提示するものである。

Ⅱ. 教職課程の自己点検・評価

1. 基本的考え方

教職課程の自己点検・評価は、各大学の教職課程が教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画（教育職員免許法施行規則第22条の6第1号）に照らして成果をあげることができたのかを中心に行うことが求められ、その際、達成すべき質の水準と具体的実施方法についてあらかじめ定めておく必要がある。加えて、教員養成を主たる目的とする大学又は学科等については、「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」、「入学者受入れの方針」（3つの方針）がその目的に対応するものとして定められていることが想定される。このため、教職課程の自己点検・評価も、「卒業認定・学位授与の方針」に照らして、行うことが求められる。

また、教職課程の自己点検・評価は実施すること自体が目的ではなく、その後、一定の時間の中で様々な取組を積み重ねることを通じて教職課程の改善につなげてこそ意味がある。その観点からは、教職課程の自己点検・評価を通じて、教職課程の課題が明らかになることはむしろ望ましいことであるといえる。

教職課程の自己点検・評価の結果を教職課程の改革・改善に実際に結び付けていくため、例えば、教職課程の改善に向けたアクションプランの策定や、FD（ファカルティ・ディベロップメント）・SD（スタッフ・ディベロップメント）の実施などの方策について、各大学において検討し、具体化を図っていくことが重要である。特に、FD・SDについては、教職課程の自己点検・評価により得られた課題の分析等を通じて教職員の意識の向上を図るとともに、教育課程や授業科目に関する改善方策の立案につなげていく活動として位置付け、実施することが望まれる。また、教職課程の自己点検・評価の在り方自体についても不断に検証を図り、適切なものとしていくことが求められる。

一方で、教職課程の自己点検・評価は、多くの大学においては新たな取組であり、相応のコストを要するものである。こうした活動はあくまで教職課程の改革・改善のために行われる取組であって、いわゆる「評価のための評価」となることがないよう、各大学の特性を踏まえつつ効果的・効率的に行うことを旨とすることに留意しなければならない。

大学全体として効率的な自己点検・評価を行う観点から、教職課程の自己点検・評価について、学校教育法に基づく自己点検・評価と可能な限り項目を一致させることや、評価の実施時期を合わせるなど、一体的に行うことが考えられる。また、これら2つの自己点検・評価の関係性を整理の上、明確かつわかりやすく示すことが望ましい。

①教職課程の自己点検・評価の基本的な手順

教職課程の自己点検・評価を行うに当たっては、教職員や教職課程の学生、さらには所在する地域の学校や教育委員会等に対するアンケートやヒアリング、定量的なデータの収集等を通じて、各教職課程の状況を正確に把握する必要がある。その上で、Ⅲで示す観点の例示も踏まえつつ各大学が設定した項目に照らして、

- ・法令等により求められている事項の遵守状況
- ・積極的に評価することができる点
- ・改善を要する点

等を分析することを通して、自らの設置する教職課程が適切な状況にあるかどうかを評価するという手順が考えられる。

最終的には、根拠となる資料やデータ等を示しつつ、評価をとりまとめ、公表することが必要である。公表に当たっては、教員養成を主たる目的とする大学の場合は、学校教育法に基づく自己点検・評価の報告書と一体的に公表されることが想定される一方で、それ以外の大学は、教職課程の自己点検・評価に特化した報告書を別途とりまとめることも考えられるが、大学の状況に応じて適切に判断することが期待される。

公表を契機として教職課程の自己点検・評価の結果について学生を含む学内や外部からフィードバックを受けるとともに、この結果を基に第三者評価を実施することなども期待される。

また、教職課程の自己点検・評価を行う際には、大学団体等が作成したガイドライン等を参考にすることも考えられる。

②教職課程の自己点検・評価の実施間隔

学校教育法に基づく自己点検・評価について、その実施間隔は法定されているものではなく、どのような間隔で自己点検・評価を行うかは各大学の判断に委ねられている。

教職課程の自己点検・評価について、いたずらにその実施間隔が長期化することは望ましくなく、学生の入学・卒業や大学における教育課程が年度を一つの区切りとして行われていることが一般的であることを踏まえれば、毎年度行うことも考えられるものの、その実施間隔は各大学がその責任において自らの特性を踏まえつつ適切に判断するべきものである。

なお、教職課程の自己点検・評価の実施が行われない間においても、日常的に教職課程の自己点検・評価の実施に備えたデータの収集等を行っておくことが必要である。

③教職課程の自己点検・評価の実施単位

教職課程は、大学の学部、学科、課程、学校教育法第85条ただし書に規定する組織、研究科、専攻その他学則で定める組織（以下「学科等」という。）ごとに、①学科等の目的・性格と免許状との相当関係、②教育課程、③教員組織、④施設・設備、⑤教育実習等について審査を受けた上で認定されるものであるから、自己点検・評価の実施単位は学科等とすることが原則であるとも考えられるが、学校教育法に基づいて行われている自己点検・評価が、学部・研究科単位で行われていることが多い実態や、大学の評価に係る体制の充実状況も異なることから、複数の学科等を束ねた範囲や大学全体で自己点検・評価を行うこととしても差し支えない。

ただし、大学における改革・改善の取組は、「教学マネジメント指針」において、大学全体、学位プログラム、授業科目の3つのレベルの相互の関連性を意識した上で、効果的に機能しなければならないとされている。これを踏まえれば、例えば、学科等を自己点検・評価の実施単位とした場合であっても、単に学科等のレベルにおける取組状況のみを自己点検・評価の対象とするだけでなく、学科等を横断する大学全体のレベルにおける取組状況や、学科等が組織としてその改善に主体的に関与する授業科目のレベルについても自己点検・評価の対象とするなど、こうした3つのレベルの関連性に十分留意する必要がある。

④教職課程の自己点検・評価の実施体制

後述するように、「全学的に教職課程を実施する組織」には、教職課程の企画、実施、評価、改善などの全学的に教職課程をマネジメントする機能が期待されることになるが、教職課程の自己点検・評価の実施体制については、既に大学として学校教育法に基づく自己点検・評価を担う組織が設けられているなど体制が整えられている場合は、効率的な評価の実施という観点から、「全学的に教職課程を実施する組織」が連携を図りつつ、その体制を活用することが有力な選択肢となる。

各大学の実情に応じ、役割分担を明確にした上で、教職課程の自己点検・評価の実施体制を整えることが望ましい。

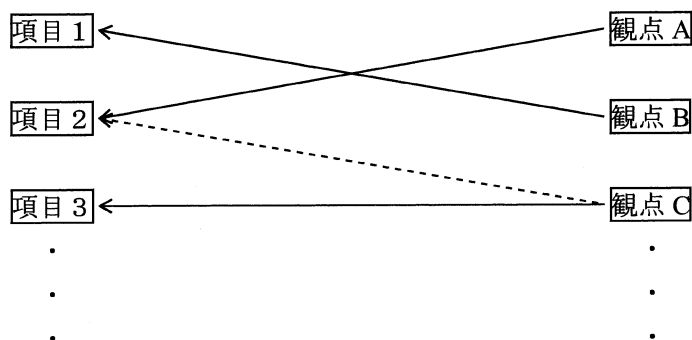
2. 教職課程の自己点検・評価の観点の例示

教職課程の自己点検・評価の観点としては、以下のような観点が考えられる。ここに示すものは観点であり、実際に評価を行う際の項目であることを直ちに意味しない。実際に教職課程の自己点検・評価を行うに当たっては、学校教育法に基づく自己点検・評価の項目にこうした観点を取り込みつつ行うことが考えられる。

【項目と観点の関係（イメージ）】

学校教育法に基づく自己点検・評価の項目

教職課程の自己点検・評価の観点



以下の観点は、適切に教職課程を運営する上で、最低限必要と考えられるものを想定した例示にすぎず、各大学において教職課程の自己点検・評価を行う際は、各大学の理念、強み・特色、教員養成を主たる目的とする学科等であるか、それ以外の学科等であるか等の実情に応じ、各大学の判断により適切な観点を取り入れた項目を設定することが望ましい。

①教育理念・学修目標

[大学全体レベル※1] [学科等レベル]

- ・教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画（教員養成を主たる目的とする大学又は学科等の場合は当該目標及び計画に加え「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」（3つの方針）。以下同じ。）の策定状況
 - ：具体的かつ明確な形で設定されているか、教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画と3つの方針との関係が必要に応じて意識されているか 等
- ・教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画の策定プロセス
 - ：学生や採用権者の意見の考慮、所在する都道府県・政令指定都市教育委員会の策定する教員育成指標との関係性の考慮が行われているか 等
- ・教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画の見直しの状況
 - ：一人一人の学生が教職課程での学修を通じて得た自らの学びの成果（以下「学修成果」という。）や自己点検・評価の結果、社会情勢や教育環境の変化等を踏まえた適切な見直しが行われているか 等

※1：大学単位で教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画が策定されている場合

②授業科目・教育課程の編成実施

[大学全体レベル]

- ・複数の教職課程を通じた授業科目の共通開設など全学的な教育課程の編成状況
 - ：複数の教職課程間における授業科目の共通開設は、開設に責任を負う学科等の強み・特色を生かしつつ適切に行われているか 等
- ・教職課程の授業科目の実施に必要な施設・設備の整備状況
 - ：ＩＣＴ（情報通信技術）環境（オンライン授業含む）、模擬授業用の教室、関連する図書など、教職課程の授業科目の実施に必要な施設・設備が整備されているか 等

[学科等レベル]

- ・教育課程の体系性
 - ：法令及び教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画と対応し必要な授業科目が開設され適切な役割分担が図られているか、教職課程以外の科目との関連性が適切に確保されているか 等
- ・ＩＣＴの活用指導力など、各科目を横断する重要な事項についての教育課程の体系性
 - ：例えば、教員として身につけることが必要なＩＣＴ活用指導力の全体像に対応して各科目間の役割分担が適切に図られているか、到達目標や学修量が適切な水準となっているか 等
- ・いわゆるキャップ制の設定状況
 - ：１単位あたりの学修時間を確保する上で有効に機能しているか 等
- ・教育課程の充実・見直しの状況
 - ：学修成果や自己点検・評価の結果等を踏まえて充実が図られ、適切な見直しが行われているか 等

[授業科目レベル]

- ・個々の授業科目の到達目標の設定状況
 - ：法令、教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画、学習指導要領及び教職課程コアカリキュラムへの対応が図られているか 等
- ・シラバスの作成状況
 - ：教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画と授業科目との関係、授業科目の目的と到達目標、内容と方法、計画、成績評価基準、事前学修と事後学修の内容等が明確に記載されているか 等
- ・アクティブ・ラーニングやＩＣＴの活用など新たな手法の導入状況
 - ：授業科目の到達目標に応じ、少人数のアクティブ・ラーニングやＩＣＴを活用した新たな手法を導入し、「考える」「話す」「行動する」などの多様な学びをもたらす工夫が行われているか 等
- ・個々の授業科目の見直しの状況
 - ：学修成果や自己点検・評価の結果等を踏まえて充実が図られ、適切な見直しが行

われているか 等

- ・教職実践演習及び教育実習等の実施状況

- ：教職課程において特に重要な役割を果たす教職実践演習、教育実習（学校体験活動含む）は、事前指導・事後指導を含め、大学の主体的な関与の下で適切に行われているか 等

③学修成果の把握・可視化

[大学全体レベル]

- ・成績評価に関する全学的な基準の策定・公表の状況

- ：成績評価基準に基づく評語と授業科目ごとに定められている到達目標の達成水準との関係等が明らかにされているか 等

[学科等レベル]

- ・成績評価に関する共通理解の構築

- ：同一名称の授業科目を複数の教員が分担して開講している場合に成績評価の平準化を図ることができているか 等

- ・教員の養成の目標の達成状況（学修成果）を明らかにするための情報の設定及び達成状況

- ：教員の養成の目標の達成状況を明らかにするための情報※2が適切に設定されており、それがどの程度達成されているか、教職実践演習に向けた「履修カルテ」を適切に活用できているか 等

※2：例えば、卒業時の教員免許状の取得状況や教職への就職状況のほか、所在する都道府県・政令指定都市教育委員会の策定する教員育成指標や「教学マネジメント指針」を参考としつつ各大学において設定することが考えられる。

[授業科目レベル]

- ・成績評価の状況

- ：各授業科目の到達目標に照らしてできるだけ定量的又は定性的に達成水準を明らかにし、厳格に点数・評語に反映することができているか、公正で透明な成績評価という観点から達成水準を測定する手法やその配点基準があらかじめ明確になっているか 等

④教職員組織

[大学全体レベル※3]

[学科等レベル]

- ・教員の配置の状況

- ：教職課程認定基準（平成13年7月19日教員養成部会決定）で定められた必要専任教員数を充足しているか 等

- ・教員の業績等
 - ：担当授業科目に関する研究実績の状況、担当教員の学校現場等での実務経験の状況 等
- ・職員の配置状況
 - ：教職課程を適切に実施するため、事務組織を設け、必要な職員数を配置できているか 等
- ・FD・SDの実施状況
 - ：いわゆる教科専門の授業科目を担当する教員や実務家教員も含め、教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画への理解をはじめ教職課程を担う教員として望ましい資質・能力を身に付けさせるためのFD・SDが確実に実施されているか、適切な内容※4が実施できているか、実際に参加が確保できているか 等

※3：例えば全学的な教職課程センター等でFD・SD等が実施されている場合

※4：例えば、教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画の共有のほか、「教学マネジメント指針」（Ⅳ）を参考としつつ内容を検討することも考えられる。

[授業科目レベル]

- ・授業評価アンケートの実施状況
 - ：個々の授業科目の見直しに繋がるFDの機会を活用できるように、効果的な授業評価アンケートの作成・実施が行えているか 等

⑤情報公表

[大学全体レベル]

- ・学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第172条の2のうち関連部分、教育職員免許法施行規則第22条の6に定められた情報公表の状況
 - ：法令に定められた情報公表が学外者にもわかりやすく適切に行えているか 等
- ・学修成果に関する情報公表の状況
 - ：大学が必要な資質・能力を備えた学生を育成できているかどうかを、エビデンスとともに説明できているか 等
- ・教職課程の自己点検・評価に関する情報公表の状況
 - ：根拠となる資料やデータ等を示しつつ、わかりやすい自己点検・評価の評価書を公表することができているか

⑥教職指導（学生の受け入れ・学生支援）

[大学全体レベル※5]

[学科等レベル]

- ・教職課程を履修する学生の確保に向けた取組の状況

- ：教職課程に関する積極的な情報提供の実施ができているか、教員の養成の目標に照らして適切に学生を受け入れているか 等
 - ・ 学生に対する履修指導の実施状況
 - ：必要な体制や施設・設備を整えた上で、個々の学生の教職に対する意欲を踏まえつつ、学生に教職課程の履修に当たって学修意欲を喚起するような適切な履修指導が行えているか、「履修カルテ」を適切に活用できているか 等
 - ・ 学生に対する進路指導の実施状況
 - ：学生に教職への入職に関する情報を適切に提供するなど、学生のニーズに応じたキャリア支援体制が適切に構築されているか 等
- ※ 5：例えば全学的な教職課程センター等で履修指導や進路指導が実施されている場合

⑦関係機関等との連携

[大学全体レベル]

- ・ 教育委員会や各学校法人との連携・交流等の状況
 - ：教員の採用を担う教育委員会や各学校法人と適切に連携・交流を図り、地域の教育課題や教員育成指標を踏まえた教育課程の充実や、学生への指導の充実につなげることができているか 等
- ・ 教育実習等を実施する学校との連携・協力の状況
 - ：教育実習を実施する学校と適切に連携・協力を図り、実習の適切な実施につなげることができているか、学校体験活動や学習指導員としての活動など学校現場での体験活動を行う機会を積極的に提供できているか 等
- ・ 学外の多様な人材の活用状況
 - ：学外の諸機関との連携の下、教育課程を充実するために学外の多様な人材を実務経験のある教員又はゲストスピーカー等として活用することができているか 等

Ⅲ. 全学的に教職課程を実施する組織体制について

1. 全学的に教職課程を実施する組織体制の必要性について

これまでも、同一学科等の複数の教職課程や複数の学科等の間で、授業科目の共通開設や専任教員の共通化が限定的に行われてきたところであるが、今後、教職課程をより効果的・効率的に実施する観点から、同一学科等の複数の教職課程や複数の学科等の間、さらには複数の大学の間において、授業科目や専任教員を共通化できる範囲を拡大する制度改革を行うことが予定されている。

しかし、自らの学科等の教員が携わらない授業科目が教職課程の中で増加すること等により、各授業科目間の役割分担などを含め、カリキュラムの体系性が失われたりすることや、各学科等の教職課程全体として運営の責任の所在が不明確になることで、教職課程の改革・改善の契機が失われること等により、教職課程の質が低下することがあっては本末転倒である。

また、教職課程の運営において他の大学や教育委員会、学校法人など関係機関等との連携の必要性は高まる一方である。各学科等が、個別の戦略と判断に基づき、関係機関等と連携・交流を行うことは想定されるものの、対応の如何によっては、各学科等間で重複した取組が実施されることや各学科等の取組間の整合性の喪失などを招きかねない。このようなことは、教職課程をより効果的・効率的に実施する観点から防がなければならない。

このため、複数の教職課程を設置する大学においては、全学的な観点から教職課程の運営を実施できる組織体制を備えるとともに、当該組織体制の中核となる組織（以下「中核組織」という。）が中心となって、大学が自主的に教職課程の水準を維持・向上させていく仕組みを確立することが必要となっている。

2. 全学的に教職課程を実施する組織体制の果たす役割・機能

この全学的に教職課程を実施する組織体制が果たすべき役割・機能は、大学の規模等に応じて多様なものとなり得るが、期待される役割・機能のうち主たるものを例示すれば以下のとおりである。

- ①全学的な教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画の策定、各学科等ごとの教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画の整合性の確保に関する調整
- ②複数の教職課程を通じた授業科目の共通開設や専任教員の配置など全学的な教育課程の編成、教員組織整備に関する調整
- ③各学科等における教育課程・授業科目の状況の確認の実施（シラバスの確認の実施を含む）
- ④学修成果に関する情報の集約・分析の実施（「履修カルテ」の作成・管理を含む）
- ⑤全学的な観点からのFD・SDの実施
- ⑥情報公表の実施に向けた各学科等におけるデータの収集の実施、整合性の確保に関する調整

- ⑦教職課程の学生獲得に向けた戦略の策定、関連する取組の実施
- ⑧教職課程の学生に対する履修指導・進路指導等の実施
- ⑨関係機関等との連携・交流に関する連絡調整の実施、全学的な整合性の確保に関する調整
- ⑩教職課程の自己点検・評価の実施、学内及び外部からのフィードバックに対する対応

これらの役割・機能の全てを中核組織が果たすこともあり得るが、例示された役割について、特定の学部だけを対象に担う組織又は、それらの一部分を担う組織が既に各大学で整備されている場合は、当該既存の組織が、中核組織と連携しつつその実施機能を担うことも考えられる。

その場合であっても、

- ・各組織の所掌と責任を明確にすること
- ・組織間の指揮命令系統が明らかになっていること（どの組織から指示を受け、どの組織に対して指示ができるのか）
- ・特定のテーマについてリーダーシップを発揮すべき組織を明らかにしておくこと
- ・組織間で必要な情報共有が図られるようにすること

に留意することが必要であり、教職課程の運営に関しては、中核組織がリーダーシップを発揮することが期待される。その際、中核組織が実効性を持ってリーダーシップを発揮できるように、あるいは、中核組織が与えられた所掌と責任に比して過剰な役割を負わされることがないように、大学として全学的な視点の下で中核組織の位置づけを明確にしつつ、その活動を支援することが求められる。

3. 中核組織の形態

中核組織がいかなる形態を採るかについて、例えば、

- ・2で例示した役割・機能の多くを自ら実施することを想定したセンター的組織（例えば「教職課程センター」）
- ・2で例示した役割・機能のうち、全体的な戦略の企画や各学科等又は各既存の組織間などの調整の機能に重点を置いた委員会的組織

などが考えられるが、大学の規模、学内の既存の組織の有無等に応じて、その在り方は多様なものであり、場合によっては、既存の組織が中核組織となることもあり得る。

いずれの組織形態を採用する場合も、

- ・いわゆる教科専門、教職専門双方の教員や教職課程の運営を担う事務職員の参画を得ること
- ・事務職員の確保その他必要な運営体制を確立すること
- ・最終的に各教職課程の実施を担う学科等の代表者の参加を十分確保すること

が期待される。

教職課程の自己点検・評価及び全学的に教職課程を実施する組織に関するガイドライン(概要)

(令和3年5月7日 教職課程の質保証のためのガイドライン検討会議)

背景

- 教職課程の質の向上のためには、大学が自らの責任で自大学の教職課程の活動について点検・評価し、その結果をもとに改革・改善に努めるとともに、その結果を社会に情報公表し、教職課程の質を自ら保証する内部質保証体制が必要(教育職員免許法施行規則改正により、令和4年4月から教職課程の自己点検・評価の義務化を予定)
- 教職課程の内部質保証体制の確立に当たっては、「教学マネジメント指針」(令和2年1月22日中央教育審議会大学分科会)の内容を十分意識することが適当
- 複数の教職課程間における授業科目の調整、教育実習の適切な実施、教育委員会との連携によるカリキュラムの改善等の充実を図ることが必要(教育職員免許法施行規則の改正により、令和4年4月から全学的に教職課程を実施する組織体制の整備の義務化を予定)
- 本ガイドラインは、大学における教職課程の自己点検・評価の実施に当たって参考となるよう、自己点検・評価の観点や全学的に教職課程を実施する組織体制の在り方などを整理して提示するもの

教職課程の自己点検・評価

- 自己点検・評価の基本的考え方
各大学の教職課程が教員養成の目標及び計画に照らして成果を上げることができたのかを中心に実施(教員養成を主たる目的とする大学・学科等については、「卒業認定・学位授与の方針」も参照)
その際、達成すべき質的水準と具体的方法をあらかじめ定めておくことが必要
また、FD・SDの実施など教職課程の改革・改善に実際に結びつける方策の具体化や、教職課程の自己点検・評価自体を効果的・効率的に行うことも重要
・基本的な手順 ・実施間隔 ・実施単位 ・実施体制
- 自己点検・評価の観点の例示
①教育理念・学修目標 ②授業科目・教育課程の編成実施 ③学修成果の把握・可視化 ④教職員組織 ⑤情報公表
⑥教職指導(学生の受け入れ、学生支援) ⑦関係機関等との連携

※学校教育法に基づく自己点検・評価の項目にこれらの観点を取り込みつつ実施する方法なども考えられる

全学的に教職課程を実施する組織体制

- 必要性
授業科目や専任教員の共通化の範囲を拡大することに伴い、教職課程全体として責任の所在が不明確となるなど、教職課程の質が低下することとならないよう、全学的な観点から教職課程の運営を実施できる組織体制を備え、当該組織の中核となる組織(中核組織)が中心となって、自主的に教職課程の水準を維持・向上させていく仕組みの確立が必要
- 役割・機能(例示)
①全学的な教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画の策定、各学科等ごとの教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画の整合性の確保に関する調整 ②複数の教職課程を通じた授業科目の共通開設や専任教員の配置など全学的な教育課程の編成、教員組織整備に関する調整 ③各学科等における教育課程・授業科目の状況の確認の実施(シラバスの確認の実施を含む) ④学修成果に関する情報の集約・分析の実施(「履修カルテ」の作成・管理を含む) ⑤全学的な観点からのFD・SDの実施 ⑥情報公表の実施に向けた各学科等におけるデータの収集の実施、整合性の確保に関する調整 ⑦教職課程の学生獲得に向けた戦略の策定、関連する取組の実施 ⑧教職課程の学生に対する履修指導・進路指導等の実施 ⑨関係機関等との連携・交流に関する連絡調整の実施、全学的な整合性の確保に関する調整 ⑩教職課程の自己点検・評価の実施、学内及び外部からのフィードバックに対する対応

※中核組織が全ての役割・機能を担う方法や、既存の組織が中核組織と連携して役割を果たす方法なども考えられる

- 中核組織の形態
センター的組織(果たすべき役割・機能を自ら実施)や、委員会的組織(既存の組織間の調整機能を重視)等の形態が考えられるが、教科専門及び教職専門両方の教員や教職課程の運営を担う事務職員の参画、事務職員の確保その他運営体制の確立、各学科等の代表者の参加が必要